柏総技第２０１号
令和８年１１月４日

工事担当課長　　様

技術管理課長

地震や風水害等の自然災害に伴う市発注工事・業務の対応について（通知）

地震，風水害等の自然災害が発生した場合には，被災地域において災害応急対策を優先して実施する必要が生じることから，工事の中止命令については，建設工事請負契約書第２１条の規定の趣旨に沿って，下記のとおり適切に運用するようお願いします。

また，調査，測量，設計等の業務についても，同様の取扱いがなされるよう併せてお願いします。

記

１　施工できなくなった工事に係る一時中止命令

建設工事請負契約書第２１条第１項において，天災等により工事目的物等に損害を生じ，又は工事現場の状態が変動したため，受注者が工事を施工できないと認められるときは，発注者は，受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされていますが，地震や風水害等の自然災害に伴い，施工できなくなった工事についても，各発注者において，的確に工事の一時中止を指示するようお願いします。

２　当面の災害応急対策を優先して行うための工事一時中止命令

建設工事請負契約書第２１条第２項において，発注者が必要があると認めるときは，工事の施工を一時中止させることができるとされていますが，市内の被災地域では，当面の災害応急対策を優先して行うことが必要となることから，施工中の工事が被災していない場合においても，当該工事の施工会社や技術者等が被災地域における災害応急対策を優先して行う必要があると認められ

る場合には，工事の進捗状況，施工会社の意向も踏まえ，工事の一時中止を指示するようお願いします。

3　一時中止措置等に伴う増加費用について

上記１，２の一時中止措置等に伴い，工事現場の維持に要する費用，工期延長等となる場合の費用等について受注者から請求があった場合には，適切に設計変更を行うこと。

4　一時中止及び工期等の延長に係る留意事項

工事については，「工事一時中止に係るガイドライン（案）：国土交通省」及び「建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン：柏市」，土木設計業務等については，「土木設計業務等変更ガイドライン：千葉県」に基づき，受発注者間で手続を進めること。

なお，工事を一時中止する場合には，土木工事共通仕様書 1-1-13 に基づき，受注者からの中止期間中の維持・管理に関する基本計画書の提出が必要となることに留意すること。

5　担当

技術管理課　検査技術係

電話　０４-７１６７-１１１６（直通）